

会員各位

香川県社会保険労務士会
会長 大谷 義雄
電子申請対策委員長 溝上 久男
(公印省略)

提出代行に関する証明書方式電子申請の注意点について

謹啓、時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当会の運営につきまして格別の御協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。
さて、平成20年6月23日より実施されています提出代行に関する証明書を利用した電子申請についての各種改善点や留意点などを下記のとおり取りまとめましたので、御参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 算定基礎届の電子申請において、総括票のJPEG形式ファイル作成及び添付は表面のみでよく、裏面は省略可能となっています。
2. 賞与支払届において支払いがない場合は、e-GOV(イーガブ)から賞与支払届総括票の様式を利用した電子申請が可能となりました。
3. 70歳以上の健康保険被保険者の算定基礎届を電子申請した場合、「厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」を、別途、管轄社会保険事務所に提出する必要がありますが、その際、電子申請した時の到達確認画面をプリントアウトしたものを併せて提出してください。この場合、電子申請様式におけるCSV総括票の添付書類記載欄は『郵送』にチェックを入れ、添付書類名を明記してください。
4. 75歳到達に伴う健康保険資格喪失届は、e-GOV(イーガブ)から『健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届連名可委任不可』の表記のある様式を利用した電子申請が可能になりました。
なお、社会保険庁磁気媒体届書ソフトを利用しての本件電子申請は、従来からできないことになっております。
5. 雇用保険・社会保険両方の届出が必要な場合、共通した情報入力1回の入力、そして1送信で公共職業安定所・社会保険事務所への電子申請が可能でグループ申請の利用ができるようになりました(労働保険事務組合に加入している場合を除く)。

※グループ申請が可能な届出一覧(7手続)

- ・事業の新規適用(労働保険関係は除く)
- ・事業の名称・所在地の変更(労働保険関係は除く)
- ・事業主代理人の選任・解任(労働保険関係は除く)
- ・被保険者の氏名変更
- ・被保険者の資格取得・転勤
- ・被保険者の資格喪失
- ・事業の廃止

以上

【お問い合わせ先】

香川県社会保険労務士会

〒760-0006 高松市亀岡町1-60 (エス・アールビル4F)

Tel. 087-862-1040 Fax. 087-862-6733

電子メール : kagawa-sr@mrh.biglobe.ne.jp